

# 工業蒲田

行 所 目 番 地  
 東 蒲 田 3 丁 目 10 番 地  
 都 大 区 東 蒲 田 2 0 5 2 協 同 組 合  
 電 話 (731) 工 業 及 行 業 員 會  
 蒲 田 編 輯 部 編 輯 部 忠 幸 所  
 機 関 紙 編 輯 部 忠 幸 所  
 永 印 刷 富 町 2 丁 目 9 番 地  
 東 京 都 中 央 区 新 富 町 2 丁 目 9 番 地  
 株 式 會 社 栄 光 堂 印 刷 所

## 解雇の自由と

## 解雇権の濫用

### 解雇の自由

民法によると、期間の定めのある(民法第六十七号第一項)の雇用については、この期間内は、雇約することはできないが、この期間満了後は、告知期間の制限は、あるにしても、使用者はいつでも自由に解雇ができるわけである。このことを解雇の自由といふのである。

### 解雇と正当な事由

この条文を設けて解雇の自由を規制しているが、基本的には民法の原理に委ねられているのではなく、労働基準法の規制内では解雇の自由があるといえる。民法では、市民法の原理に基いて、雇用の当事者である使用者と労働者とは、自由平等な抽象的法的

的人格者と観念され、雇用の自由は、このような契約当事者間の「契約自由」一般の原則の一つの適用として考えられ解雇の自由は「退職の自由」の反対原則であって、自由平等の一般原理の一つの現われである。

ところが、労働基準法が制定され、労働者の生存権の保障という見地から、市民法上の解雇の自由に規制が加えられるようになるとともに、労働基準法以外の面からも解雇の自由を規制しようという理論——正当な事由の要求、解雇権の濫用禁止——が論議されるようになった。

「おおよそ雇用契約において、解雇は契約の解除とは異なり、継続的な契約関係を将来に向けて消滅させるものであって、その意思表示はいわゆる告知であるから、法律に別段の規定なき限り、契約当事者の自由に行使し得る権利であるといわねばならない。解雇をこのようにみることは、労働者の地位を著しく不安定なものにして現実の社会生活に沿わないものから、正当な事由に基かない解雇を無効とする見解にも一面の理なきとはいえない。しかしながら民法第六十七号第一項は「当事者方雇傭ノ期間ヲ定メザリシトキハ当事者ハ何時ニテモ解雇ノ申入ヲ為スコトヲ得」と規定し、一般的に解雇の自由を宣明しており、労働基準法、労働組合法等が、特別の場合の解雇権の行使を制限しているのも、解雇の自由を前提としてはじめて意味があるものと考えられるので、労働契約の解約については債権法第一条の二のような特別規定のない現行法制の下においては、解雇には別段の理由を要しないものと解せざるを得ない」(大津キャンパ事件、大津地裁判決、昭和二八・八・三)

民法第六十七号の規定による解雇も、権利の行使として、信義誠実の原則に従って行使されなければならぬことは、多言を要するまでもない。そして、労働者が一旦解雇される時は、たちまち生活の危機に直面しなければならぬような現在の社会経済事情の下においては、使用者が労働者を解雇するに当たっては、使用者側に存する解雇の必要性、労働者の雇用契約上の義務の履行状況、解雇によって受ける労働者の苦痛等を慎重に考慮し、いしくも労働者の信頼関係を裏切らないように誠実に行動すべきとは法の当然

### 解雇権の濫用

また述べたように、解雇の自由を制限するものとして、解雇権濫用禁止の理論が提唱されている。解雇権も民法の適用を受けるべき権利であるから、そうした民法第一条の規定の適用をうけなければならぬといふまでもない。労働法はこれについてならぬ修正を行っていない。したがって、権利濫用禁止の理論による解雇の自由の制限は、解雇権に特殊なことでなく、ただ、解雇権は必然的に被解雇者の生活をおびやかすこととなるから、解雇権に対しては濫用禁止の理論がおのずから一層嚴格に適用されざるを得ないわけである。

それは、どのような場合に解雇の必要が存在せず、かつ労働者が誠実に職務を遂行しているにもかかわらず、職務遂行意欲等の理由に藉口してこれを解雇する(と)は、社会道徳上是認される倫理観念に著しく違反し、到底正当な解雇権の行使としては認るべきではない。前認定の事実に基づくならば、原告は、多年駐留軍労働者として極めて誠実に職務を遂行していたのであるから、その他解雇権の行使を正当ならしめる事情について何等の立証もない本件においては、右解雇の意思表示は、信義則に違反し、権利の濫用として無効と断するの他ない。(駐留軍用船事件、東京地裁判決、昭和三一・九・二四)

また述べたように、解雇の自由を制限するものとして、解雇権濫用禁止の理論が提唱されている。解雇権も民法の適用を受けるべき権利であるから、そうした民法第一条の規定の適用をうけなければならぬといふまでもない。労働法はこれについてならぬ修正を行っていない。したがって、権利濫用禁止の理論による解雇の自由の制限は、解雇権に特殊なことでなく、ただ、解雇権は必然的に被解雇者の生活をおびやかすこととなるから、解雇権に対しては濫用禁止の理論がおのずから一層嚴格に適用されざるを得ないわけである。



サンマルコの広場

(日銀製作所提供)



# 支払状況極度に悪化

中小企業庁で調査した本年七月九期の下請代金支払状況は、①納入金額は前期に比べ八・七％減少 ②受託単価が下落 ③四割以上の工場がコスト割れしているなど、かなり悪化している。あらまは次の通り。

一、納入金額が前期より減ったおもな業種は、電業、通信機、時計、紡織機械、自動車など。納入金額の動きは生産指数の動きとほぼ並行している。

二、三割の企業は受託単価が下落したと回答している。下落の大きな業種は自動車、原動機、車輛造、鉄鋼、オート三輪など。また、四割の企業はコスト割れ、またはコスト割れしており、コストより若干利益があると答えている企業が五八％である。

三、受託単価下落の理由としては特定業種の一方的要請によるもの二五％、下請け工場相互間によるもの二四％などがあげられる。

四、総受取金額のうち、手形によるものは四六・八％を占め、特に「自動車」は、「検査標準」(ステツ)になりました。

計器、医薬品、鉄鋼、重電機などに促進するよう「促進」とともに、各業界に要請を提出した。

当局では、親企業による下請代金支払遅延等によって取引上不利をこうむっている下請業者の積り、昨年十二月の〇・九七と比べるると遅延が目立っている。以上の様な状況と、景気調整しない悪質な親企業に対しては一般に公表して反省を求める方針をとり、公取委と中小企業庁が連名で、公正取引委員会並びに中小企業庁では、去る十一月二十二日、昨年の八月一日、および本年二月十五日に続いて三度目である。

## 車にはステッカーをお忘れなく!!

### お忘れなく!!

道路運送車輛法等の一部が改正カシを自動車の前面ガラス又はナニバーに表示しなければ、その降、車検を必要とするすべての自動車運行することができなくなる。これは、「検査標準」(ステツ)になりました。

道路運送車輛法等の一部が改正カシを自動車の前面ガラス又はナニバーに表示しなければ、その降、車検を必要とするすべての自動車運行することができなくなる。これは、「検査標準」(ステツ)になりました。



## 一筆啓上

柿の本夢人

昔から、艱難汝を主にすめて名刀が生れる。如何に要素を作りあげても、

折角の人造りの案も、池田内閣存在中というふうなケチな考えを持たずに、次代の日本を荷負う人間として、これから生れる人間を相手として、十年、二十年、五十年の目標をもって、政策を立てるべきではないかと思ふ。

これは、自動車の事故を防ぐと同時に、万一の場合の時償責任保険(法律で定められています)のかけもれないようにするため今年の八月一日から実施されているのです。

従って、現在自動車を使用している方は本年中に必ず検査標準(ステッカー)を受けて下さい。

尚、車検を必要としない軽自動車については、保険会社で「保険標準」を交付しています。

検査標準交付要領

車検の有効期間が昭和三十八年一月一日以降のもの。(本年中に車検を受ける自動車については、その時に交付)

交付期間  
昭和三十七年八月一日から昭和三十七年十二月三十一日まで  
(年末は混雑が予想されるのでなるべく早く交付を受けて下さい)

交付時間  
毎日午前九時から午後四時まで  
(祭日を除き土曜日、日曜日も同様です)

交付場所  
①品川自動車検査場  
品川区大井駅前町二二七

## 新年名刺交換会開催

左記より、恒例の組合員新年名刺交換会を開催することに なりました。

なにかと御多用のこと存じますが、万障お繰合せの上、多数御出席賜りますようお願い申上します。

記

日時 昭和三十八年一月十日 (木) 午後四時

場所 美よし  
大田区仲蒲田二ノ二〇  
電話(七三二局)三四四〇、七三七四

当日御持参下さい

申込期日 準備の都合もありますので、昭和三十八年一月八日までに、電話又は郵便でお申込み下さい。申込先 蒲田工業協同組合  
大田区東蒲田三ノ一〇  
電話(七三二局)二〇五二、二九一〇、三二八〇

尚、来賓多数御出席の予定ですので、時刻までに御来臨下さるようお願い申上します。

- ①自動車検査証
- ②保険証明書(検査証の有効期間以上の保険期間を有するもの)
- ③自動車検査証の表示の必要がありません
- ④印鑑の必要もなく、代理人がまとめて持ってきて差し支えありません
- ⑤交付を受ける際、運転者席及び前面ガラスのない自動車例えはトレーラー、オートバイ等についてはその旨を窓口に出して下さい

①交付を受けたら検査標準の裏面に車検の有効期間の満了する日を記入し、直ちに表示して下さい。

②表示する直前に、のりづけした面の紙をはがし、所定の場所に強く押しつけてはりつけて下さい。(一度はりつけるとはがれない)

③表示の位置は次の通りです  
イ、前面ガラスのあるもの  
バス型自動車や乗用車は前面ガラス中央上部、その他の自動車は前面ガラスの内側からみて左上部。但し、その位置が運転視野を妨げるおそれのある場合は、前面ガラスのその他の位置。  
ロ、前面ガラスのないもの  
後部ナンバープレートに向かって左上部。

註 口の検査標準は小型(たてよこ三〇ミリ)のもの。

プロペラ印 旋盤用センター

高精度 高能率  
回転センター  
傘型回転センター  
超硬付レースセンター

株式会社 秀幸社 業歴31年  
大田区東蒲田4の11 電話 6193~5

●明電家庭電気品

- 62年明電冷蔵庫
- 明電洗濯機
- 明電自動電気釜
- 明電クリナー
- 63年型暖房機

力が強く寿命が長い  
モートルの決定版!  
明電モートル

閉鎖防滴型・全閉外扇型  
密封ボールベアリング付

MEW 明電舎  
明電舎代理店  
東交通商株式会社

京浜地区サービスセンター  
東京都大田区入新井3~52 電話(761)1323



矢張り大企業中心という線が出てくるのではないかと思いま

永森 中小企業問題では、永の基礎になつてゐる中小企業振興す。年いろいろとお骨折を願つており感謝している次第です。本日中基法(中小企業基本法)の問題並びにこれが国会通過のお見通しについて御意見を承りたいと思つてお伺いした次第です。中島 御承知のように、各政

対策の考え方自体に多少の異つたものがあるにしても、表面に出てくる法案そのものは自民党と大差がないものになりそうなので、自民党としては賛成するでしょうし、したがつて法案の通過は比較的可能性が濃いつつあると思つてお伺いした次第です。中島 御承知のように、各政

# よろず御意見承ります

中小企業研究所長

中島英信氏を訪ねて



中島英信氏



永森忠幸氏

策にはならないと思つたのです。永森 政府案の考え方だと系列化が強く出てきます。中島 その傾向が出てくるのではないと思つています。現在中小企業が要望している中

中小企業も大部分のものが経済合理性を持つてゐると思つています。仮りに多小しくても、これに経済合理性を持たせて行くという考

## 企業集中による

### 大規模化の是非

中島 また基礎的な考え方とやりましたが、その殆んどが失敗して、EPCの問題や自由化の問題と絡んで、日本の企業に国際競争力を持たすため、企業集中による大規模化を考へてゐるといふ企業集中によつて大規模生産でコストを下げて行くという考へ方

永森 自民党案は?

中島 自民党の考へ方は、従来の中小企業政策を寄せ集めて、他の政党、団体等の案を参考にし、作つたものと思つてゐますが、非常に無難にできてゐる代りに、振興に決めの手がない、総合的なものではない、中小企業に特有な考へ方があるから、その特徴を活かして行くという根本的な考へ方をしてゐます。

永森 合同して却つて悪くなる場合がある。中島 御承知のように、戦時中総動員法によつて強引な合同を

## 特長を活かす政策

### それが中小企業対策

永森 大ザツパな言い方かも知れませんが、結局、個性を活かすこと、これが中小企業対策の眼目ではないかと思つています。西独や英国の中小企業で、二〇

中島 全くそうです。日本の特徴は創意工夫が非常に発揮し易い、

かかるとも、産業構造の高度化だけをねらつて行くことは中小企業の振興策にはなりません。矢張り、特徴を活かすという観点からハッキリ持つこと、もう一つは、個人の経済活動の自由、経済における基本的人権を認めなくてはいけないのではないかと思つています。企業権を認めて、国民経済から見てこれが良いものになつて行く方向へ伸ばして行くことを考へて貰いたいと思つています。

最後に、中基法ができさえすれば中小企業が良くなるとは言えないのであつて、どんな内容の中基法ができるかということが問題なのです。中基法という名前の法律ができたとしましても、中味が従来の中小企業政策と少しも変わらなく、ただこへ一応寄せ集めてきたといふことであるなら、これは大した役にも立ちません。

永森 大きな問題ですね。中島 その点、中基法が通れば良いという考へ方は非常に危険で、その内容については充分注意を払うべきではないかと思つています。永森 まだいろいろ御意見を承りたいと思つていますので……お忙しい中を貴重な御意見を承

た中小企業教育にも、中小企業の特長は創意工夫が非常に発揮し易い、

三 星 調 帯 の 平 V ベ ル ト  
 東 北 ゴ ム の ゴ ム ホ ー ス  
 ゴ ム ・ 石 綿 ・ 皮 ・ パ ッ キ ン グ  
 フ ァ イ バ ー ・ フ ェ ル ト ・ ビ ニ ー ル 製 品  
 三 馬 ゴ ム ・ 履 物 ・ 合 羽 ・ 手 袋

**蒲田ゴム株式会社**

大田区東蒲田2ノ11(京浜第一国道夫婦橋際)  
 電 話(731)4 4 7 6・7 3 3 9(738)3 8 6 0

スチール製  
 書庫・ロッカーは専門メーカーへ

有限会社  
**大田機器製作所**

大田区新井宿7-43  
 TEL(738)ヨミオン  
 4304

受注は蒲田工業協同組合で扱っています





如く変更になりましたのでお知らせします。

(七四二局) 一四〇一、二

創立記念祝賀会

△株式会社東電舎 (大田区御園町三ノ六、代表者石森憲四郎氏)では、去る十一月一日午前八時三十分より大田区産業会館講堂において、創立二十六年記念式典を挙げて、優良永年勤続の従業員表彰を併せ行った。

△株式会社東電機製作所 (大田区桃谷三ノ九四二、代表者石森憲四郎氏)では、去る十一月十五日大田区産業会館において、創立三十三周年記念式典を挙げて、併せて発明工夫考案者の表彰を行った。

社名、代表者変更

▽有有限会社丸子熱錬工業所 (大田区下丸下二四七、代表者福川富市氏)では、左記の如く社名及び代表者が変更になりましたのでお知らせします。

新社名 株式会社伸和熱錬  
新代表者 甲斐 直人



業務報告

- 十一月商業手形割引取扱高 二、三、六五九、三四五円
- 十一月共同購入業務取扱高 一、二九一、三七七円
- 十一月 職員慰安旅行
- 十一月三日 職員慰安旅行
- 十一月六日 機関紙編集常任委員会
- 十一月十六日 機関紙十一月号発行

⑩十一月号編集について

②十一月号編集方針について  
③正月号編集方針について  
④座談会開催について

十一月二十九日四時頃から座談会を開催、厚生省から厚生年金還元関係の担当を呼ぶことに決定、これを記事にして正月号を飾ることになった。

十一月六日 評定委員会  
年末資金繰り申込について評定

十一月七日 役員懇談会  
十一月十二日 自動車「検査標準」について通知

十一月十四日 理事会  
①十一月行事について

本組台機関紙「工業蒲田」新年特別号に掲載のため、左の通り座談会を開催することに決定した。  
日時 十一月二十九日午後四時  
場所 美よし  
テーマ 厚生年金法改正とその還元融資について、その他

出席者 厚生省厚生年金課長中野 徹雄氏並びに本組合役員  
②年末年始行事について  
年末の忘年会は行わないことに決定、年始行事については一月八日美よしで会費二、〇〇〇円で新年名刺交換会を行うことに決定。

③機関紙編集について  
十一月号、新年特別号編集方針について協議。  
④会館建設について  
会館建設委員会の経過について報告

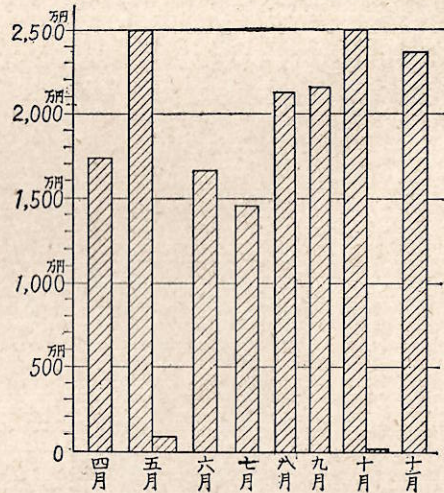
⑤職員年末賞与について  
職員年末賞与については常任理事会に一任することに決定。  
十一月十五日 人物探訪「中小企業研究所長中島英信氏」を訪問。  
十一月十六日 機関紙十一月号発行

十一月二十四日 常任理事会  
①職員年末手当について  
昨年なみに、給与から家族手当を引いたものの二カ月分を支給することに決定

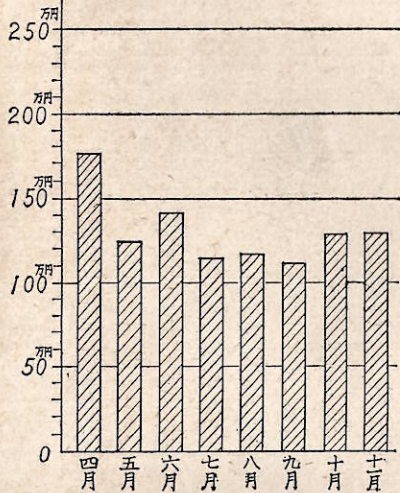
②会館建設について  
会館建設委員会の経過を報告、十一月二十九日 会館建設委員会  
③団体定期保険について  
調査・研究を進めることに決定

十一月二十七日 監査  
十一月二十八日 監査  
十一月二十九日 座談会「厚生年金法改正と還元融資」

昭和三十七年度商手割引取扱高



昭和三十七年度共同購入取扱高



七鳥

御集會にお祝いに御法要にせひ鳥七の幕の内弁当折詰の御利用を

営業所	(731)	063
自宅	(738)	901
営業所	(738)	998
自宅	(738)	208

東京都公認 各種ウエス製造

＝蒲田工業協同組合指定品＝  
多少に不拘御用命下さい  
渡貢商店

東京都渋谷区本町2の26  
電話 (361) 6551

美し

仲蒲田二ノ二〇 (京浜線踏切前)  
電話蒲田 三三四〇  
三三七四

学校新聞 組合協会会報

校友会雑誌 卒業記念アルバム  
(新聞印刷の手引郵呈)

株式会社 栄輝堂印刷所

東京都中央区新富町2の9  
電話 築地 1501・1502・2283

労働安全保護具

今日も安全 笑って職場に

安全保護具を御使用下さい

株式会社 佐藤製作所

本社 品川区大井海岸町2587  
電話 (761) 0825・6375  
営業所 川崎市戸平町2-74  
電話 (3) 3136

フランス料理

ゲリル双葉

東京都大田区本蒲田2~16  
電話蒲田 (731) 2451